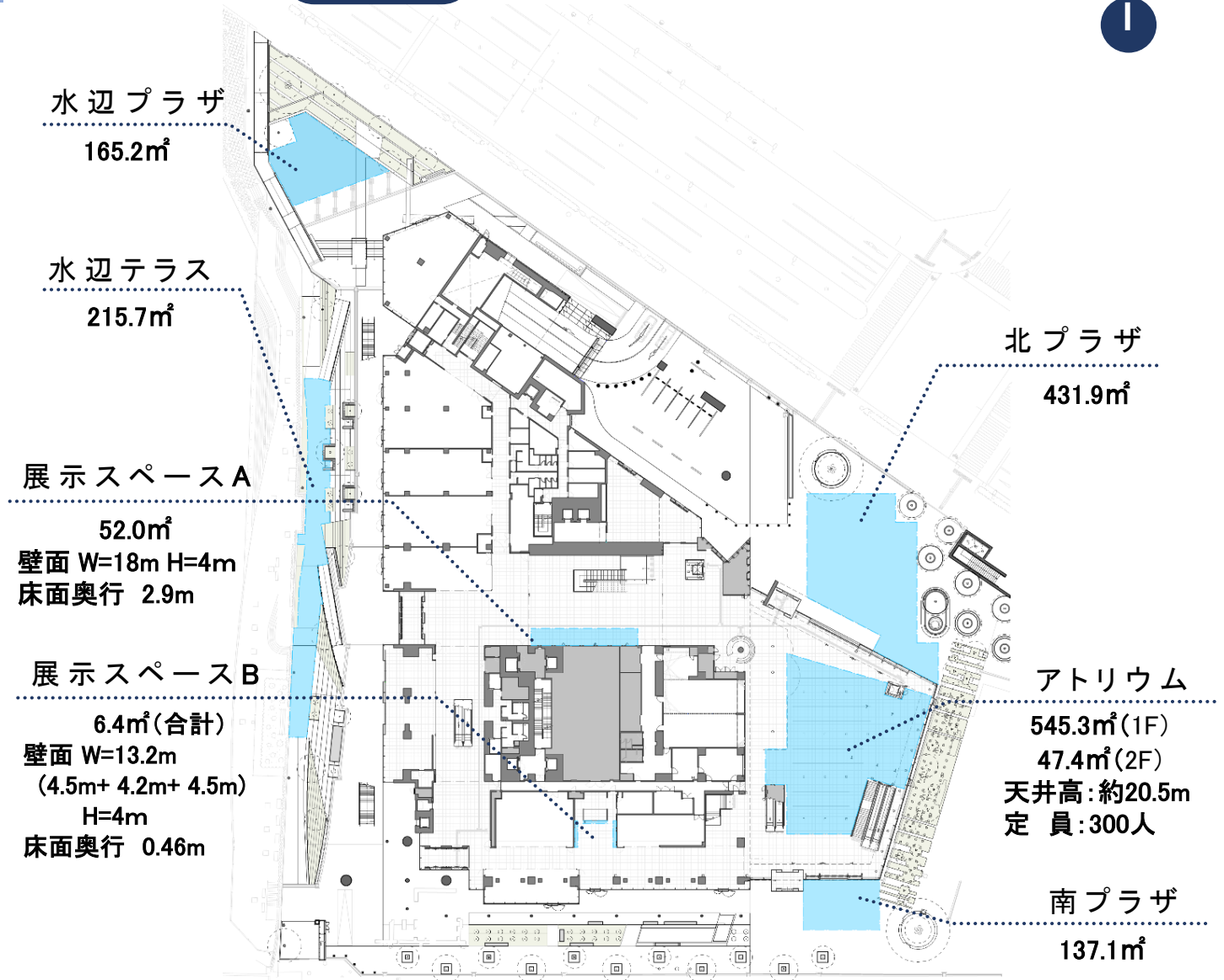


## 貸出エリア

### 1F 全体平面図



## コンセプト

横浜市役所アトリウム等は、関内地区やみなとみらい21地区の結節点として、新たな賑わいを創出する場です。3階まで吹き抜けの開放的なアトリウムを中心に屋外スペースや展示スペースがあり、「芸術・文化のための場」として音楽会やダンスイベント、「市民の憩いの場」としてマルシェ、「イベント・式典のスペース」としてパブリックビューイング、シンポジウムなど、多様な活動に対応し、人々の交流を高める魅力的なパブリックスペースです。

### ご利用いただけるイベント

アトリウムをご利用いただけるかどうかについては、仮予約時や許可申請時に、市庁舎低層部の活用基本方針や庁舎管理の観点から横浜市が審査を行います。活用基本方針に適合する場合でも、市庁舎の公共性、公益性、中立性に反するような場合や行政運営上支障が生ずるおそれがある場合には、ご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。また、横浜市の主催、共催等のイベントについては、横浜市の担当課を通じて、ご利用の申込みをすることも可能です。

### 市庁舎低層部の活用基本方針

- ア みなとみらい21地区、関内地区等の結節点に位置する立地の特性を生かし、新たなにぎわいの創出及び都心臨海部全体の活性化に資すること。
- イ 横浜の歴史、文化等の特色を大切にし、横浜らしさの発信を促進すること。
- ウ 市と市民又は企業その他の団体との協働及び共創の場とし、豊かな市民力の発揮及び地域経済の活性化に資すること。
- エ 来庁者及び職員の利便等に資すること。